



3月23日(土)、仙台市内で東北電力女川原発の再稼働中止を求める全国集会が行われ、冷たい雨の中にもかかわらず、各地から1000名をこえる人々が集い、市中心街を貫く長蛇のアピール行進が行われました。平和な方法でのエネルギー生産や、地球環境との調和を目指した運動が広がっています。さらにこの動きを育てていきましょう。世界を変えるのはほかでもない私たち市民ひとりひとりで。 写真提供：山根昭平氏

今後の予定 (詳しくはいずみホームページをご覧ください)

- 6月以降
甲状腺エコー検査 in しろいし、しばた ほか
- 8月下旬 「北海道が来た！」被災地スタディーツアー
記念冊子(証言集)発行



「いずみ」の活動は国内外の支援活動によって支えられています。この活動を続けていくためにみなさまのご支援、ご協力をお願いいたします。献金、ご支援は下記専用口座をご使用下さい。

ご支援のお願い

送金先金融機関 ゆうちょ銀行
 口座番号 02270-2-114887
 加入者名 いずみの会
 通信欄に 会費(一口2000円)、または、献金(支援)とお書き下さい。

- 運営委員長 布田秀治(いずみ愛泉教会)
- 運営委員 小林 休(鳴子教会) 鈴木のぞみ(川俣教会)
寺田 進(原町教会) 布田秀治(いずみ愛泉教会)
- 協力委員 保科 隆
- 顧問 篠原弘典(原子核工学専攻)
- スタッフ 会津かよ子 服部賢治
- 会計協力 渡辺広衛

日本キリスト教団東北教区
放射能問題支援対策室いずみ

UCCJ Tohoku District Nuclear Disaster Relief Task Force "IZUMI"
 〒980-0012 仙台市青葉区錦町1丁目13-6
 TEL/FAX 022-796-5272
 メールアドレス izumi@tohoku.uccj.jp
 ホームページ http://tohoku.uccj.jp/izumi/

いずみ

題字 丹治正雄氏

原発事故から13年-くらしは変わっても

先日、原発事故で葛尾村(福島県双葉郡)から避難していた方を訪ねました。以前仮設住宅にいらっしゃった時、いずみとして籠作りと販売のサポートをさせていただきました。葛尾村は山に囲まれ、自然豊かなところです。村のみなさんは事故前、水稲、畜産、葉たばこ、野菜、凍み餅などを作りくらしの糧にしていました。訪ねた方も以前は乳牛を育てながらたばこを栽培し、夏はインゲン、秋にはブロッコリーを作っていました。自然の中のくらしはやること、やらなければいけないことはたくさんあります。また、庭に咲いた花、畑でとれた野菜、鳥のさえずり、思いがけず出くわした野生の動物、昨晚作って食べたものなど、ちょっとした自然の変化やくらしの出来事が豊かで、となり近所との話も尽きることはありませんでした。そのあたりまえの生活が一変したのが13年前です。



2024年2月19日 福島県三春町にて

原発事故によって全村民への避難指示が出され、2011年3月13日~14日にかけて村民600人は村から約60km離れた福島市のあづま運動公園に避難しました。その後さらに、会津地方4町村に分散し体育館や旅館での避難所生活が始まりました。そして同年7月に葛尾村に隣接する三春町の仮設住宅に入居し、2016年から現在の復興住宅にお住まいになっています。病院や市街地からも近くて利便性もよく、食事も息子さんが買ってきたものを一緒に食べているので、さほど不自由なく暮らしているように見えます。しかし、何か物足りない様子でした。家のまわりはアスファルトとコンクリートに囲まれ、庭のほんのわずかなスペースで野菜を作ったり花を植えています、本人曰く「やりがいがない」とのことです。

くらしの話題もなくなり、近所の人との付き合いも減り、家でボーッとしていることも多くなったそうです。村にあった家も壊し、くらしと生業を営んできた畑も今はありません。「夢中になって働いたけど、何も残らなかった・・・」とつぶやいた言葉が心に残っています。

それでも家のまわりを散歩し、定期的に集会所で行われている体操に参加。健康を守り、人のかかわりも大切にしています。また楽しみの一つは定期的に村が主催するイベントです。離れてくらす仲間と再会し、近況や昔話に花を咲かせているようです。もうむかしのあたり前の生活には戻れませんが、わずかながらもこれまで培ってきた自分らしいとなみを続けていらっしゃいます。

2024年3月11日記

東北教区放射能問題支援対策室いずみ

運営委員 小林 休

【活動報告】2023年度 甲状腺エコー検査



累計・年次報告

甲状腺検査判定結果 累計表 (2013年12月～2024年3月)

年度	A1	A2	B	C	検査者数* (カッコ内大人)
2013～2022年度	2,045人	1,993人	67人	0人	4,105 (314)人
2023年度	146人	112人	7人	0人	265(82)人
総計	2,191人	2,105人	74人	0人	4,370 (396)人

判定	内容	解説
A1	結節やのう胞を認めないもの。	現時点では何も見あたらず問題ありません。
A2	5mm以下の結節、 20mm以下ののう胞を認めたもの。	小さなのう胞や結節（しこり）が見つかりました。特に心配することはありませんが、経過を観察していきましょう。
B	5.1mm以上の結節、 20.1mm以上ののう胞を認めたもの。	二次（精密）検査をおすすめします。
C	直ちに二次検査を要する。	専門医・機関での二次（精密）検査が必要です。

* 事故当時18才以下の方（子ども）を主な対象者とする。ただし、事故当時19才以上の大人や事故後出生者含む。

2023年度 甲状腺検査結果

No	開催日	実施地域	検査者数	検査医師（敬称略）
第86回	2023年6月3日	柴田町	30人	寺澤政彦・山崎知行※
第87回	2023年6月25日	白石市	30人	寺澤政彦
第88回	2023年7月29日	亶理町（初）	23人	寺澤政彦
第89回	2023年11月4日	名取市「名取教会」	18人	寺澤政彦
第90回	2023年11月25 - 26日	仙台市	70人	寺澤政彦
第91回	2024年2月25日	石巻市	34人	寺澤政彦
第92回	2024年3月16日	塩釜市（初）	27人	寺澤政彦
第93回	2024年3月30日	蔵王町	33人	寺澤政彦
計	8回（9日間）	合計	265人（事故時19才以上の大人82人含む）	

※健康・医療相談担当

感謝～ありがとうございます

2023年度、年間を通して計8回、9日間の検査会を宮城県内において実施できました。「いずみ」が各地で実施する巡回検査会は「いずみ甲状腺エコー検査・いちにち診療所」として実に多くの方々に支えられている、市民による市民のための市民の検査会です。

残念ながら、東京電力福島原発事故により、広域に生じた夥しい放射能汚染の実態に対応した住民、とりわけ、子どもたちへの健康影響を調査・検証することは福島県だけに限定されました。その福島県で行われている「県民健康調査」ですら不十分、かつ、信頼性に欠けることが度々指摘されています。1945年8月、広島・長崎での原爆投下によるヒバクシャにみられる後年の重複がんや、チェルノブイリ原発事故後に起きた周辺地域の子どもたちへの甲状腺がん多発という事態を教訓化するならば、住民、子どもたちへの中長期的な健康の見守りが必要であることは議論の余地がありません。

この見守りを具現化しているのが公的な対応ではなく、民間によって福島県内外で行われており、宮城県内においては「いずみ」がその一翼を担っています。（ほか、群馬県内における事例を今号でご紹介させていただいております。→8～9p）

ただし、小さなセクションである「いずみ」がこのような大きなプロジェクトを行うことができるのは、有志の複数医師のご指導・ご協力をはじめ、各地で受け入れてくださる住民のみなさま。現地市町村関係者のみなさま。有所見者の二次検査を受け入れていただく医療機関のみなさま。検査サポーターのみなさま。そして、無料で実施するために献金をお寄せくださる全国教会などに連なるみなさまのお祈り。教団・教区によるご協力。心ある多くの市民みなさまのご支援によってこの事業があたためられ、育てられてきました。

関係者一同、心よりお礼申し上げます。

「いずみ」発足とほぼ同時にはじめられたこの事業も10年を迎えました。この一年の間、亶理町、塩釜市という2地点において初めての検査会実現という展開があり、検査を受けた累計者数は4370名に達しました。これは、元大リーガーのイチロー選手の生涯通算（日米通算）安打数である4367本をこえるものです。データ蓄積による住民への被ばく影響の考察にあたり、データ母体が大きくなれば将来的に何らかの手がかりを得られる可能性があります。受診者ひとりひとりだけでなく、疫学的なフィードバックも得られるかもしれません。「いずみ」はまだ微力ではありますが、この唯一無二の取組みをみなさまに育てていただくことでより大きな花を咲かせ、実を結ぶことができるでしょう。

「復興」の陰で置き去りにされた不安を抱く親子や子どもたち、避難・移住者の健康の見守りのために、引き続きみなさまのご指導、ご支援をどうかよろしくお願いいたします。



定期的な検診を受けましょう！

今年度も宮城県内各地での巡回検査を行う予定です。



【寄稿】塩釜市内ではじめての甲状腺エコー検査会を終えて～はまぎく (しおたがでの甲状腺検査を広める会)

被ばくした地域の子ども、

未来世代への贈り物

はまぎく 吉川マサ子

3.11から13年目の春に小さな種が蒔かれました。多賀城・塩釜そして近隣の町に住む震災当時18歳以下の方を対象にした甲状腺エコー検査会（以下、検査または検査会と略称）が初めて開催されたのです。

昨夏、仙南の友人から「多賀城・塩釜は検査の空白地帯である」ことを知らされました。震災後、私は娘と孫たちに検査を受けるよう勧め、仙台市内の会場で検査を数回受けることが出来ましたが、地元塩釜の実情を知らないままでした。友人から知らされて初めて気づいたのです。私は自分の孫たちのことだけを考え、孫たちと同時代を生きていく大勢の若者たちのことを考えていなかった！そんな私に友人がスイッチを押してくれました。地元の子どもを見て見ぬふりをするわけにはいかないのです。

早速友人がいずみの服部さんに話を繋いで下さいました。初回は多賀城と合同で実施しようと思ひ、宮城野区の友人に多賀城の川口さんを紹介してもらいました。それから様々な方に協力を求め働きかけましたが、あまりの鈍い反応に実施が危ぶまれたこともあり。大きなターニングポイントが2つありました。1つは川口さんの「検査のことを全く知らないのに他の人に勧められない」との発言を受け、いずみが検査の見学会を設けて下さり実際に検査の様子を見ることが出来たこと。もう1つは、年末に服部さんの紹介で多賀城の小原さんが新しくメンバーとして加わって下さったことです。小原さんは多方面で活動されている方で、検査会よりも前に映画の上映会を企画中でした。二本松在住の関久雄監督作品「かくれキニシタン」は被災者の共感を呼び起こす素晴らしい映画です。これからの検査会のイベントとして最適な映画で、出来るだけ多くの人に観て欲しいと願っています。



そして迎えた初めての検査会、寺澤先生を始め検査サポーターの皆様の温かい言葉掛けや雰囲気を受検者の不安や緊張を和らげ、「ここはあなたにとって安全な場所ですよ」というメッセージを送って下さったと思います。

検査会の主たる目的が、ひとり一人の健康不安に寄り添うことであると考えた時、この日に蒔かれた種がまた別の形・場所に蒔かれ、検査会がさらに広がることを願っています。

最初から最後まで綿密なロードマップを提示され、私たちを実施に向けて温かく導いて下さったいずみの服部さんに感謝の言葉が未だ見つかりません。

2024年3月28日記

甲状腺エコー検査inしおがま

に参加して

はまぎく 小原真喜子

今回塩釜・多賀城地区を対象に「甲状腺エコー検査」を開催すると聞き、「はまぎく」に加わり初めてお手伝いしました。

私は、佐渡「へっついの家」に保養に参加した家族を取材した『かくれキニシタン』の上映会を主催していたので、平行して準備をすることになりました。「いずみ」が宮城県内で検査した人が、今までのべ4000人をこえていると聞いてとても驚きました。心のどこかで「甲状腺被ばく」は福島のことと思っていたのだと思います。考えてみれば県南地区だけではなく、宮城に避難している家族もいるはずなのですが。

とはいえ原発事故から13年。たとえ少なくとも、この地区で検査ができる場所を提供するのは意味があると3人で話し合い準備しました。タウン誌掲載、生協ポスター掲示お願いなど、2人の行動力には脱帽でした。そして募集開始後まもなくの3月になる前、早々に定員いっぱいになり、びっくりしました。まさに「かくれキニシタン」が身の回りにいるのだと実感しました。

当日は親の背丈を越えた青年たち、若い女性が次々検査にきました。こんな大きくなるまでも、「自分は、子どもは大丈夫だろうか」と心配を続け、結果を聞いてほっとして帰る親子づれ、若者たち。その姿をみて原発事故の影響の大きさ、深さ、罪深さを改めて思いしらされました。気軽に検査できる場所を提供することはとても大切だと思いました。

2024年3月記



塩釜多賀城地区初開催

「甲状腺エコー検査」を振り返って

はまぎく 川口里比

私が住む塩釜多賀城地区は残念なことに福島原発事故後、地元開催の「甲状腺エコー検査」が一度も行われたことがない地域でした。それならば非この地域で開いてみようかと昨年の夏から準備を開始しました。

ただ当初期待していた公的機関からの情報発信は「甲状腺エコー検査」という微妙な性格の検査が起因なのか、あまり理解されず大変苦労しました。そのため情報発信源は塩釜や多賀城市内で配布されるタウン誌が頼りで、その他医療機関誌のイベント欄、スーパーや公共施設へのポスター掲示の依頼やチラシのポスティングでした。

それでも検査日近くなると当初定員として予定していた25人を上回る34の方々からの予約があり、最終的には予想もしていなかったうれしい結果となりました。検査日当日、案内係として参加した私は、直接みなさんをお迎えすることができ、この半年間本当にやってきてよかったなと心の底から思いました。

「甲状腺エコー検査」は馴染みもなく国も敢えて話題にしたくない検査ですが、私たちが発信した小さな情報を市民のみなさんがタウン誌等を通じて目に止め、参加してくれたのかと思うとうれしいと同時にこの検査はやはり関心をもつ方がいる限り必要とされているのだなと確信しました。

今後もこの経験を生かして「甲状腺エコー検査」の情報の種をまき続けていけたらなと思います。そしてその先にみんなで放射能や原子力の恐ろしさを共に共有出来るようになったらうれしいです。

2024年3月記

【開催報告】山崎知行仙台講演会 チェルノブイリ・福島原発事故を通してこれからのを考える

2023年11月11日、東北教区センター「エマオ」にて講演会を開催。山崎知行医師（上岩出診療所）と寺澤政彦医師（てらさわ小児科）のお話しに30人の参加者が耳を傾けました。手のひらからあふれるぐらいいっぱいのサクランボのように、とても豊かな会でしたが、私の中で優先順位が高いポイントに絞って、以下、ご報告します。

チェルノブイリの過酷な体験が教訓化されていない日本

原発事故後の日本ではごく一部の例外を除き、福島県外での公的な健康調査は行われませんでした。福島県が実施主体となっている「県民健康調査」でさえ、チェルノブイリ原発事故後に被災地のベラルーシやウクライナで実施された住民や子どもの健康影響に関する取組みと比較すると不十分なものとなっています。

端的には、東電福島原発事故（以降、事故と略）後の日本では、「事故による健康影響はない」と国や行政が決めたこと早々と幕引き。その一方、子どもたちの甲状腺がん多発を隠蔽するどころか、逆にオープンにして世界に支援を訴え、網羅的な健康調査や検証・評価を蓄積してきたチェルノブイリ現地との違いがとてもよく理解できる内容でした。

最初に、山崎医師はチェルノブイリ原発事故（1986年4月26日）の頃から、核分裂エネルギーといのちは相いれない営みであると感じ、臨床医として、信仰者として核問題に向き合う歩みを始めたことを話されました。そして後年に数回、チェルノブイリ現地を訪れ、地元医師等と交流を深め、この間、見聞きしてきたことを共有してくださいました。とりわけ印象的だったのは、ベラルーシの首都ミンスクから北方に約60キロ離れたヴィレイカという町に日独NPOなどの支援によって建設された保養施設、ナデジーダ（希望）21、においては、国が責任をもって学校単位、クラス単位など、集団規模での子どもたちへの保養がいまだに行われているとのことでした。



寺澤政彦医師（左）、山崎知行医師（右）

ベラルーシでは、0.5mSv/年以上の汚染地域を法的に指定、そこに居住している子どもたちへの定期的な検診はいうまでもなく、汚染されていない安全な食材や必要な医薬品の提供、保養や療養といった取組みが国家的事業として行われており、保養における一回の滞在期間も24日間であることなど、子どもたちの心身に最も効果的な手法が検討、工夫されています。

一臨床医による稀少な聞き取り調査

山崎医師は事故後の2012年以降、福島県内の親子を中心に健康相談を続け、体調異変や不安を訴える声を聞き、サポートしてこられました。繰り返しますが、事故による健康影響が否定された日本においては住民への公的な意見聴取やカウンセリングはほぼ行われておらず、一個人とはいえ、異常な放射能汚染のただ中に置かれた住民への健康相談を続けてきた山崎医師のレポートは何物にも代えがたい価値があると感じました。その中には、広島や長崎の原爆ヒバクシャや、太平洋上の島々で核実験が行われた際に住民が訴えた体調異変と重なる症状もあったことが垣間見える内容でした。国や行政が何もしないがゆえに私たち市民には実態が知らされず、もしくは、極めて限定された情報しかアクセスできませんが、山崎医師の経年的な聞き取り調査を通してチェルノブイリ現地、リクビダートルと称される被ばくりスクの高い集団や過去の被ばく被害者の方たちとの連続性や類似性を知り、確認することができました。

公的な報告書に記載されてこなかった

核（被ばく）被害者たち

そもそも、核の「平和」利用が謳われる前、1940年代以降のアメリカでの核兵器開発の歴史があり、そこでは軍事機密のため、後年、隠されてきた被ばく被害を掘り起こす取材活動が市民的努力によって行われてきた事例をピックアップしてくださいました。ほか、アメリカ公文書館にも記録保存されている中には、1954年のマーシャル諸島・ビキニ環礁で行われた水爆実験時、投下地点から約100km離れた島しょ部住民が強制移住させられました。実験後の4年後に島に戻され、帰島後の汚染された環境下における現地住民やアメリカ本国から派遣された医師とのエピソードも痛ましい内容でした。「魚を食べたら身体がだるくなる」という島民の訴えに対し、「そんな医学的知見はない」「気のせいだ」と。まるで、事故後の日本、福島県内で小児・若年者の甲状腺がん多発が起きているにもかかわらず、「原発事故とは関係ない」と頑なに否定されていることと重なるように、テープレコーダーがエンドレスで再生されているかのようです。

核利用推進勢力・御用学者・広報メディアによる、放射能「安全神話」形成・流布

チェルノブイリ原発事故後まもなくの1991年、「健康被害はなく精神的ストレスが問題」という国際機関の報告書をまとめ発表した組織では、重松逸造氏という日本国内での権威者が委員長をつとめていました。その後、日本では、氏と関係性の深い長瀧氏や山下氏がさまざまな政府機関などで重要な役割を果たしていきました。「笑っていれば放射能は来ない」と事故直後の福島県内各地で講演した山下俊一氏などをはじめとする、被ばく影響の軽視、もしくは、否定する専門家が放射能「安全神話」をしきりに主張していることの歴史的背景がよくわかるものでした。

原子力推進を至上命題とするICRPやIAEAの政治的利害と国や原子力事業者などとの結びつきがあり、事故後の日本では、汚染水の海洋放出や公衆被ばく線量基準の大幅緩和など、住民や子どもたちのいのちや健康ではなく、核利用や特定の組織利害を最優先する社会構図が温存されてきました。

たとえば、対談で参加した寺澤医師と山崎医師の共通見解として、事故後、公的医療機関などにおける疾病に関する公表方法が急に変更され、事故前と後の増減がわかりにくくされている、と話されました。私たちは目や耳をふさがれたように、福島原発事故由来の健康影響について、独自検証すら難しい状況に置かれています。

子どもたちは私たちの宝物であり、社会の未来そのものです。核をめぐる諸問題への向き合い方や、事故以降の健康管理への取組みをどうするのか。誠実なお二人の臨床医を通して学び、活発な対話を行うことができたすばらしい会でした。この会の動画を録画配信しています。詳しくは下記「いずみ」サイトをぜひご覧ください。

<http://tohoku.uccj.jp/izumi/?p=17403>

2024年2月記

東北教区放射能問題支援対策室いずみ

事務局長 服部賢治



保科 隆 協力委員による開会あいさつ

いづみニューズレター読者の皆様、はじめまして。私たちの同窓会は、安中市に事務所を置くNPO法人Annakaひだまりマルシェ（代表理事：神戸るみ）の「3.11とともに在る事業」に協力してきております。この経緯と活動状況を紹介させていただきます。

私たちの同窓会は、原発事故の後、群馬県内外の様々な地域から環境放射線の影響を心配する声と同窓生を通じて聞こえてきたことから、群馬県内すべての幼稚園・保育園、小中高校の空間線量率を測定し、群馬県教育委員会に報告しました。また、私の病院での放射線治療の経験（辛い・苦い経験もあります）を踏まえ、放射線・放射能について講演し、相談を受けてきました。

2011年の11月に安中市、12月に隣の下仁田町での講演後、環境と子どもたちへの影響などについて熱心に質問し、要望を寄せてくださる方たちが中心になり、2013年に設立されたのがAnnakaひだまりマルシェです。このNPO法人は放射線・放射能問題だけを取り上げているのではありませんが、2015年5月には除染に加え、小児甲状腺検査についても検討されるようになりました。

群馬県は、原発事故の翌年に小児甲状腺検査を検討し始めたのですが、有識者会議であっさり「無用」と判断されていました。この有識者会議を傍聴していた、後にNPO法人を設立する神戸さんと「ガッカリでしたね」と話したことが、今の活動に繋がっているように思います。私は2011年12月から下仁田町汚染状況重点調査委員会の委員になり、除染の計画から実施まで協力させていただきましたが、神戸さんたちとの議論にも加えていただき、現在まで考えさせられる時間が続いています。



神戸さんから「甲状腺エコー検査を始めたい。協力していただけないか」と言われたことを同窓会役員会で検討し、同窓会が全面的に協力すること、具体的には同窓会員が超音波検査士を派遣することを直ちに決定しました。群馬県が無用と決定したエコー検査に県立大学の同窓会が協力することには些かの問題がない訳ではない、との意見もありましたが「県民に育てていただいた同窓生が県民の力になることに何の問題があるか」との小材会長（当時）の言葉で決まりました。

甲状腺エコー検査は、2015年に準備を始め、2016年から本格的に実施しています。NPO法人が年間計画を立て、生活協同組合パルシステム群馬等を通して周知しています。検査当日は、受付後に検査の説明動画を視聴してから検査を受けていただき、検査後に福島判定（検査士所見、検査画像を含む）をお渡ししています。ご要望があれば、検査結果の説明も行います。会場の準備・設営、受付と検査介助、被検者の誘導はNPOおよびパルシステムが、検査と福島判定は同窓会が担当しています。



年度	回数	人数
2016年度	6回	242人
2017年度	7回	226人
2018年度	4回	109人
2019年度	5回	106人
2020年度	5回	65人
2021年度	4回	14人
2022年度	6回	57人
2023年度	5回	89人
8年間合計	42回	762人

NPO法人 Annakaひだまりマルシェ 検査実績

今までの検査実績は表に示す通りです（8年間の合計人数は延人数）。

私たちは、受検者を小児に限定していません。約25%の受検者は19歳以上です。ご家族を含め、多くの方たちに甲状腺エコー検査を知って頂くこと、社会で起きていることを考える機会にさせていただきたいとの思いからです。

幸いなことに、私たちの検査で専門医での精密検査が必要と判断された方（福島判定のC判定：腫瘍の最大径20mm超）は8年間で1名、B判定（のう胞の最大径20mm超、または腫瘍の最大径5mm超）の方は延23名でした。C判定の人数は、日本人の年間罹患率に比べ大きい値ですが、母集団の偏りから何とも言えません。



NPO法人 Annakaひだまりマルシェ公式サイト

<https://annaka-hidamari.com/>

8年間続けてきて分かったのは、継続受検者の結節性病変（のう胞や腫瘍）の個数や大きさが変化することです。1年後には検知できないのう胞もあります。A2判定（のう胞の最大径20mm以下）が翌年にB判定（のう胞の最大径20mm超）になることも、その逆もあります。継続的に受検していただくことが大切だと思います。

生活環境や身体状況を把握することも大切だと思いますが、検査に来られた多くの方々とお話してきたことは、私たちにとって大きな喜びです。エコー検査を始めたころには「知らなかった。何もしてやれなかった」と自分を責めるお母さんたちが多く、その気持ちを口にできる場を提供できたことも意義があったと思います。

放射線被ばくによる甲状腺がんは、被ばく後10年程度で発症数がピークとなります。群馬県に飛来した原発事故由来の放射性物質と健康被害の因果関係は、ほぼ確実に証明できないと思いますが、事故から少なくとも15年間程度は状況把握が必要だと考えています。

社会で起きていること、生活者として困っていることを誰かと共有できる場は、いつの時代も、誰にとっても必要でしょう。検査会場がその一つになれば、と思います。

2023年12月記



石栗正子裁判長から、子どもたちや住民に無用な被ばくをさせた、原発 事故後の国や福島県の行政責任を免罪する**不当**判決が言い渡されました。



原告親子・弁護団は1月4日、最高裁への上告手続きを行いました。ご支援を。

10-13 p 写真提供 「子ども脱被ばく裁判」を支えるみやぎ連絡会、子ども脱被ばく裁判の会

子ども脱被ばく裁判・親子裁判の 控訴審判決を受けて 原告 荒木田 岳 (あらかだ たける)



2023年12月18日、仙台高裁で「子ども脱被ばく裁判・親子裁判」（国家賠償請求訴訟）控訴審の判決が言い渡された。すでにこの年の2月1日に、「子ども脱被ばく裁判・子ども人権裁判」（行政訴訟）の判決が言い渡され、私たちは、石栗正子裁判長が判決主文だけ読み上げて（判決理由については一言も語らず）そそくさと退席する姿を見せられていた。

仙台高裁で先行していた訴訟（強制不妊、田村バイオマスなど）でも、石栗裁判長の行政府追従の姿勢は明確だったし、人権侵害に真摯に向き合う裁判官とも思えなかったから、見通しは厳しかった。裁判官忌避の手続も話題にはのぼったが、結局それは採用されなかった。もっとも、忌避が認められるかもわからないし、裁判官が替わったところで結論が変わったかどうかも疑わしかった。結局、判決は予測したとおりの控訴棄却であった。

石栗裁判長が2月の判決で主文だけ読み上げて退席した事実は、原発事故後の政府の姿勢を象徴している。つまり、被害者の主張にはまったく聞く耳を持たず、コミュニケーションを拒否しているからである。行政府が、自らの決めたルールに従わず、住民に無用な被ばくを強い、その不正を司法に訴えても、訴えた側は門前払いされ、その理由さえも聞かされないのである。

後日入手できた判決文によれば、公判中まったく論点にならなかった「無用な被ばくの立証がない」との理由で不備だと主張したばかりでなく、国や県が住民に無用な被ばくを強いても、それは「裁量権の範囲」だと主張している。取り付く島もないとはこのことであろう。とくに驚いたのは、SPEEDIの拡散予測を隠蔽しても「実施者の適切な裁量に委ねられているというべきであって、被控訴人らに裁量権の逸脱・濫用があったということはできない」とのくだりである。このような理屈がまかり通るなら、事前にどんなに立派な事故対応が定められてもまったく無意味である。これに従うかどうかは「行政の勝手」なのだから。

これには、裁判という仕組みに内在する、根本的な問題があるように思う。一つには、裁判の舞台装置も、「人権」の中身も権力側が準備して、そこで権力側が判断を行う以上、そもそも権力にとって大きなダメージとなるような判断は行われまい、といった問題であり、もう一つは、裁判所の人事も究極的には行政府が行うので、行政府に不利になるような判決は出ないであろう、といった問題である。

したがって（最高裁に提訴する段階で書くべきことではないと、もちろん承知してはいるのだが…）、問題提起の方法としては、やや（ほぼ？）無理筋の裁判だと思われる。つまり、期待できない相手に判断を委ねるといふ、不本意な状況にあるといわざるをえない。そして、世間の人々は、ここで縷々書く必要などないほどに、そのことをすでによく理解している。私たちが常々感じる冷ややかな反応は、それを反映したものでろう。

しかし…、「だから裁判は無意味だ」とここで主張しているのではない。何を言っても無駄だと声を上げなくなれば、それは権力に対し、無言の承認を与えているのと同じである。だから裁判を続ける。もちろん、勝訴は目指さねばならないが、もっと大きな目標がある。この裁判を通じてムーブメントを起こすことだ。ムーブメントとしての裁判闘争と言ってもよいかもしれない。冷ややかな反応を少しでも暖かなものへと変えていきたい。そして、そのことを通じて「お上」のあり方や「お上の都合」の中身を変えていく。そのことなしに、子どもたちに明るい未来を用意することはできないであろう。

判決訴訟賠償国審
起集会



現在、せっかくタンクの中にある汚染水を海洋中に放出し、必死になって原発の再稼働を行おうとしているのは、原子力に関わるごく一部の人の利権を守ろうとしているからにほかならない。地震によって機能不全に陥り、多くの人々を混乱に陥れる原発を、わざわざ再稼働しようとするのは狂気であり、原発を生き残らせるために再エネの出力調整をさせるなど、逆行も甚だしい。これが、社会に閉塞をもたらしている根源である。

こうした社会のあり方を変えていくための論点は、実にシンプルである。「あなたは、人を被ばくさせる側に立ちますか？それとも、それに反対する側に立ちますか？」…たった、これだけである。

原発事故当時18歳以下であった約30万人の福島県民から、すでに328人（※1）の小児甲状腺がんが発見され、しかも、OurPlanet-TVの報道によれば、そのうちの1割以上が手術後、再発に苦しんでいるという。そして、検査のたびにその数が増加している。これは、疑いようのない事実である。にもかかわらず、必要な対策がとられていない。住民を被ばくさせても裁判所が「裁量権の範囲内」というのだから、黙っていればそうなるわけである。

この巨大な不正義を前に、あなたは見て見ぬふりするのだろうか？もう一度言おう。あなたは、被ばくした人を見捨てる側に立つのか、心寄せる側に立つのか。いま、それが問われている。

2024年2月記

※1. 県民健康調査の場合、穿刺細胞診で悪性とわかっていても、この段階では「悪性疑い」とし、手術終了をもって「確定」としているため、確定は274人となる（2023年9月末時点）。このほかに、2018年までに判明した集計外患者が43人おり、実際には370人にのぼるとみられる。

1. 311後の日本社会と心中するのはバカバカしい

もし、今の日本で普通に生きれると思っている人がいたら、その人はおそらく311後の日本社会を「異常」だと思っていない。しかし、311後の日本社会は戦後経験したことのない「異常」さの中にある。その異常ぶりは数々あるが、その双璧は311直後の文科省20mSv通知と山下俊一氏発言である。なぜならこの2つはその後に異常事態として是正されたのではなく、むしろ311後の日本社会を形成する母体となったから。そして、この異常さの増殖の果てに私たちに待ち受けているのは日本社会の崩壊である。

それと心中するのはバカバカしい。

だからといって、これを食い止めることができるのか。できる。ではどうやって？

その可能性は311後の日本社会の「異常性」の中にあるし、その中にしかない。311後の日本社会の「異常性」と向き合い、その異常性の極限状態の果てに初めて誕生するもの、それが原発事故から命を守る人権であり、この人権が311後の日本社会の崩壊を食い止める力、おそらく唯一の力となる。

このことを最も鮮やかに映し出したのが（昨年12月18日の子ども脱被ばく裁判と今年1月15日の避難者追出し裁判の）2つの仙台高裁判決である。以下、紙面の許す限り紹介する。

2. 311後の日本社会の異常さを象徴する2つの裁判

(1)子ども脱被ばく裁判

この裁判は、311後に国や福島県の不適切（違法）な住民被ばく防護政策によって、無用な被ばくをさせられたことによる精神的苦痛への賠償請求。併せて、事故後、突然基準が引き上げられた20mSv／年における環境下での教育活動について、福島県内の小・中学校に通う子どもたちにとって大きな健康リスクを負わせることから、

該当する地方自治体に対し安全な環境下での教育を求めること。総じて、国や福島県、地方自治体に対して、原発事故後の無用な被ばくをさせた責任を問い、被ばくりスクの低い環境下での教育活動を求めてきた裁判である。端的には国や県などの対応が人権侵害である事を追及したものであり、その人権侵害は文科省20mSv通知と山下俊一氏の発言に象徴されている。とりわけ、前者は学校現場における化学物質の安全基準が規定されている学校環境衛生基準における原則としての「10万人に1人という健康被害」を上回る、「10万人中7000人ががん死」といういちじるしい逸脱があるにもかかわらず行政、立法は放射性物質について何の規制や防護対策をとることなく、未だに沈黙。そして司法も追認している。（紙面の都合上、これ以上触れないが、詳細は「子ども脱被ばく裁判の会」発行の道しるべや、弁護団サイトをご参照されたい）

(2)避難者住宅追出し裁判

2020年3月、福島県が区域外（いわゆる自主）避難者を相手に、彼らに提供された応急仮設住宅からの立退きを求めて提訴した追出し裁判。これが現在最高裁に係属中にもかかわらず、本年3月、福島県は避難者に何の予告もなく、いきなり仮の強制執行に着手した。これが日頃、県民に寄り添い、県民の生活再建を最大限支援するという福島県のうたい文句とは正反対の強権的措置であること。のみならず、被告とされた避難者は日本政府も認める「国内避難民」であり、国内避難民として居住権が保障されており、行政の振舞いは国際人権法に照らしても最も慎重であるべきこと。そもそも、この提訴自体、一昨年秋、国連人権理事会から派遣されたダマリー特別報告者が「賛成できない。避難者への人権侵害になりかねない」と異例の警告を発したにもかかわらず、これらに対し、なぜ今、強制執行なのか、福島県は国内外に全く説明できない。国際規範に完全に背を向ける、この強権・独善的態度は今日、「異常」と評するほかない。

3. 2つの仙台高裁判決の意義

もともと紛争は関係者すべての正体を情け容赦なく暴き出すリトマス試験紙である。裁判官も例外ではない。その結果、311後の日本社会がいかに異常であるかを可能な限り論証しようとしたこれら2つの裁判に関与した仙台高等裁判所も先頃の判決によって己の正体を白日の元にさらした。すなわち裁判所もまた311後の日本社会に完全に隷属する存在であることを余すところなく示し、みずから裁かれたのである。その判決内容をごく簡潔に紹介すると、①放射能の危険性（内部被ばく、疫学データ等）という事実問題には正面から向き合わず、とぼける、スルーする。②国や福島県の違法性という法律問題では、もっぱら行政の自由裁量の範囲内であるとして国や福島県の政策にお墨付きを与える。他方で、被災者・避難者からの国際人権法の主張は無視するか福島県の主張をそのまま是認するだけ。要するに、被災者・避難者が提起した論点とは向き合おうとせず、徹底的に逃げる（判決で判断しない、審理では証人全員却下、一発結審）。これは被災者・避難者が提起した論点とは何が何でも向き合おうとしない、311後の日本社会と軌を一にする判決であり、暗黒裁判の名をほしいままにする天晴れ判決というほかない。

4. 無権利と人権のあいだ

以上の通り、311後の日本社会とは、一言で言って「無権利」状態。だとすれば、私たちに残されていることはただひとつ、この「無権利」状態を「権利」状態に作り変えること、すなわち人権を回復すること、これに尽きる。問題はいかにして人権を回復するか。そもそも人権は憲法に書かれているから存在しているのではない。もしそうなら、六法全書を焼いてしまったら人権もなくなってしまふ。六法全書を焼き捨てても人権がなお残っているとしたら、それはどのようにして存在しているのか。そのためには、そもそも「人権はいかにして誕生するものなのか」、これを理解しておく必要がある。

それは空から降ってくるものでも、地の底から湧いてくるものでもなく、また、議会が制定したからでも、国外の国際世論から導入されるものでもない。それは、かつてガンジーの非暴力運動が「権力者の暴力対市民の暴力運動」の現実に対し、その否定と揚棄として生まれたように、人権もまた私たちの目の前の無権利（暗黒）状態の現実に対し、その否定と揚棄として生まれて来るもの、この現実との葛藤と止揚の中からしか生まれて来ない。

くり返すと、人権は憲法に書かれたから存在するような単純なものではない。憲法に書かれていても、人権の誕生を反復しない限り、人権はいつでも死文化、空文化する。

世界で最初に人権が誕生したのは宗教の自由（宗教的寛容）とされる。それは信仰を異にする者同士の熾烈な宗教戦争の殺し合いという異常な極限状態の果てに初めて見出された。これが人権誕生の原点である。だとしたら、311後の日本ほど人権誕生に相応しい場所はない。なぜなら、311後の日本社会の特質は前述の「異常性」にあり、この「異常性」と向き合い、その異常性を極限まで突き詰める中で、ちょうど宗教戦争の成れの果てに「宗教的寛容」が見出されたように、異常性の成れの果てに人権を見出すことが可能になるからである。それが原発事故から命を守る人権であり、この人権だけが311後の日本社会の崩壊を食い止める力、おそらく唯一の力である。

2024年4月1日記

子ども脱被ばく裁判の会

<https://kodomodatsuhibaku.blogspot.com/>

弁護団サイト

<https://fukusima-sokaisaiban.blogspot.com/>

避難者の住宅追出しを許さない会

<https://masa2616.wixsite.com/website>

